



## 改正育児介護休業法 衆院厚生労働委員会で可決

11月17日、衆議院厚生労働委員会で政府提案の「育児・介護休業法等の一部を改正する法律案」が全会一致で可決されました。改正案は、第159通常国会に上程されましたが、継続審議となっていました。また、全会一致で付帯決議（次ページ参照）も採択されました。

### 仕事と家庭の両立支援法をめざして

今回の改正案は、「一定の要件を満たした有期契約労働者への適用」「保育所に入所できない等の事情のある場合の休業期間延長」「子ども看護休暇制度の義務化」などが盛り込まれて

いました。連合の要求はほぼ網羅されていましたが、「勤続1年以上の有期労働者には原則としてすべて適用させる」という要求は、実現することができませんでした。しかし、「改正法施行後適当な時期に有期契約労働者への適用について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」旨の規定を法律の附則に盛り込んだ修正が行われました。

連合は育児介護休業をさらに充実させ、「仕事と家庭の両立支援法」への改正に向けて働きやすい環境づくりを進めていきます。

### 【改正案の概要】

項目	現行	改正案
育児・介護休業の対象労働者の拡大	期間を定めて雇用される者は対象外	次のいずれにも該当する場合適用 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上 育児 = 子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者 介護 = 介護休業開始予定日から93日を経過する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者
育児休業期間の延長	子が1歳に達するまで	子が1歳を超えても、保育所に入所できなかったり、配偶者が病気の場合は子が1歳6ヵ月に達するまで
介護休業の取得回数制限の緩和	対象家族1人につき1回限り、期間は連続3ヵ月まで	対象家族1人につき、要介護状態ごとに取得可能、期間は通算して93日まで
子の看護休暇制度の創設	事業主の努力義務	労働者が年に5日を限度として取得できるようにする
雇用保険法 育児休業給付金・介護休業給付金の支給範囲拡大	育児 = 子が1歳に達するまで 介護 = 対象家族1人につき連続3ヵ月まで	育児 = 子が1歳6ヵ月に達するまで 介護 = 対象家族1人につき、通算して93日

育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等  
の一部を改正する法律案に対する付帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである

1. 育児休業・介護休業制度の有期契約労働者への適用については、休業の申し出及び取得を理由とした雇い止め等不利益な取扱いが行われないよう、本法改正の趣旨の周知徹底を図るとともに、法施行後の有期契約労働者の休業取得状況等を勘案し、その在り方について検討を行うこと。
2. 看護休暇が子の看護のための休暇である趣旨から、取得に当たっては、子どもの負傷及び疾病が緊急かつ不測であることにかんがみ、取得手続きに十分な配慮を行うとともに、子の人数に配慮した制度とすることについて検討を行うこと。
3. 男性の育児休業取得をより一層推進するため、数値目標達成に向けて事業主に対する指導、援助を進めるとともに、男性が子育てに参加することができる有効な方策の検討を進めること。
4. 仕事と生活の調和の実現に向け、育児休業・介護休業等を取得しやすい環境を整備するとともに、「年間総実労働時間1800時間」という政府目標を踏まえつつ、所定外労働時間の抑制及び、年次有給休暇の取得を一層促進すること。
5. 有期契約労働者の均等処遇について所要の検討を進めること。
6. 育児や家族介護のために離職を余儀なくされた労働者の再就職支援をはじめ、働きながら育児や家族介護を行う労働者に対する地域における育児・介護サービスの充実に取り組むこと。